

## 前回報告を行った特定空家の緊急行政代執行の実施について

### 1. 報告対象の特定空家等

【所在地】松江市美保関町七類 惣津地区内

【構造】木造2階建

【規模】延べ床面積 約 59.59 m<sup>2</sup>

### 2. 令和6年9月時点の特定空家の状況



### 3. 報告を行った内容

特定空家の所有者に対し、複数回、適正管理についての依頼文書や、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の規定に基づく指導文書を送付したり、自宅に訪問しても対応していただけない状況が続くなか、『建物が、道路に倒れかけており、危険なため対処してほしい。』という連絡が、地元自治会長から美保関支所に連絡が入り、美保関支所と地元協議の結果、道の通行止め措置を実施するなど非常事態となったことから、法の規定に基づく勧告を実施、措置の期限までに正当な理由がなく履行せず、当該特定空家が保安上著しく危険な状態にあることが確認できた場合においては、周辺住民の安心・安全を早急に確保する必要があるため、命令等を経ることなく、所有者に代わって緊急代執行による解体・処分を考えていることを報告した。

### 4. 報告後の状況について

上記報告をさせていただいた後、勧告にかかる措置の履行期限が経過しても、対応されなかったことから、このまま放置すれば、全面的な倒壊等により、隣接する道の通行者等へ被害・損害を与える切迫したおそれがある等著しく保安上危険な状態が確認できたことから、市が緊急行政代執行（空家等の解体・処分）を令和 6 年 11 月 11 日から解体作業に着手、令和 6 年 11 月 26 日に現地作業を終了し、更地の状況となっています。



令和 6 年 11 月 26 日撮影



令和 7 年 12 月 10 日撮影

また、緊急代執行に要したすべての費用は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 5 条の規定に基づき、特定空家の所有者から徴収することとなり、その事務手続きを粛々と行っている状況です。